住所　兵庫県伊丹市森本６丁目120番地
　王海艶　昭和60年10月15日生
住所　兵庫県宝塚市高松町２番62―302号
　李芳惠　昭和58年３月３日生
住所　京都市西京区下津林南中島町86番地
　張稀喆　昭和54年７月21日生
住所　京都府八幡市下奈良奥垣内31番地４
　鄭相烈　昭和15年７月15日生
住所　京都府八幡市男山指月24番地28
　申春禮　昭和11年２月16日生
　李道廣　昭和30年１月１日生
　鄭花順　昭和32年３月26日生
　李蕙子　昭和60年３月13日生
　李嘉惠　昭和61年９月29日生
　李眞大　昭和63年11月21日生

○国税庁告示第三十号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十五日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人蔵前バイオマスエネルギー技術サポートネットワークの項中「稲生　武」を「吉川　浩」に改め、同表特定非営利活動法人自然環境復元協会の項中「杉山　惠一」を「双木小百合」に改め、同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本の項中「有森　裕子」を「白木福次郎」に改め、同表特定非営利活動法人１００万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターの項中「東京都中央区銀座四丁目一四番一一号」を「東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館六階六〇四・六〇五」に改める。

○経済産業省告示第百八十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

名称	主たる事務所の所在地	登録の区分	審査業務開始日
日本検査株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目十番七号	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査	平成二十四年八月十五日

○国土交通省告示第九百五号

高知空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　高知空港　高知県南国市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百四十九号及び平成十六年国土交通省告示第二十三号を参照。）
　イ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
　ロ　空港の総面積　百四十万九千八百七十八平方メートル
四　空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局高知空港事務所において縦覧に供する。

